

神戸地区住民自治協議会役員手当等に関する規定

(趣旨)

第1条 この規定は、神戸地区住民自治協議会の役員、顧問、参与、部会部長、部会副部長の手当及び旅費に関して必要な事項を定める。

(役員手当の対象)

第2条 手当の対象は、会長、副会長、理事、会計、事務局長、事務局次長、顧問、参与及び部長、副部長とする。

(役員手当の額)

第3条 手当の額は、次のとおりとする。

会長 年額 156,000円

但し、自治会長と兼務しない会長は、86,000円とする。

副会長 年額 112,000円

但し、自治会長と兼務しない副会長は、42,000円とする。

理事、 年額 100,000円

但し、自治会長と兼務しない理事は30,000円とする。

会計・事務局長 年額 48,000円

但し他の役職と兼務する場合は年額24,000円に減額し加算する。

部長 年額 24,000円

事務局次長 年額 20,000円

顧問 年額 12,000円

参与・副部長 年額 6,000円

(会長、副会長の旅費)

第4条 会長、副会長の旅費について下記金額を上限とし実費弁償とする。

会長 年額 上限 20,000円

副会長 年額 上限 5,000円

附則

この規定は、平成22年4月25日から実施する。

この規定は、平成23年4月24日から実施する。

この規定は、平成24年4月21日から実施する。

この規定は、令和2年4月18日から実施する。

この規定は、令和3年4月15日から実施する。

この規定は、令和5年4月17日から実施する。

この規定は、令和7年4月1日から実施する。